

東京都建設局のしごと

～ 未来を創ろう みち・水・緑 ～

首都東京の都市活動を支える上で、道路、河川、公園などの都市インフラは、欠かすことのできない重要な役割を担っています。頻発化・激甚化する豪雨災害や切迫する首都直下地震など自然災害に対する防災力の向上、慢性的な交通渋滞の解消など人や物の流れのスムーズ化、水辺や緑地の整備による快適な環境の創出など、建設局は道路、河川、公園の整備と管理を通して、「成長」と「成熟」が両立し、「人」が輝く明るい未来の東京の実現に向け、日々取組を進めています。

具体的には、河川の護岸や調節池の整備を加速化するとともに、木造住宅密集地域の延焼を遮断する特定整備路線の整備や道路の無電柱化、及び発災時に避難場所や救出救助活動の拠点となる公園整備など、災害に強い都市づくりを推進しています。

また、災害時に命の道となる首都圏三環状道路や、都市の骨格を形成する幹線道路など、東京の経済活動を支える道路ネットワークの整備を進めるとともに、ボトルネック対策となる連続立体交差事業を推進しています。

さらに、都民に親しまれる動物園・水族園の管理運営を行っており、道路・河川・公園への民間を活用したカフェの開設をはじめ、都民の貴重な財産であるインフラ施設の多面的な活用による新たな魅力づくりにも取り組んでいます。

同時に、こうした都市インフラのストック効果を長期間にわたって発揮できるよう、予防保全型管理を導入し、施設の長寿命化と維持管理費用の低減、平準化を図っています。

事業の実施に当たっては、都民や民間事業者の御理解と御協力、国や区市町村などとの連携が不可欠であり、適切な情報提供等を行うとともに、新技術・工法の採用、現場での工夫などにより、政策の効果を早期に都民へ還元していきます。

また、脱炭素社会を実現するため、2030年までに温室効果ガスを50%削減するカーボンハーフに向けた取組を加速するほか、HTT（電力を④減らす・①創る・①蓄める）取組）を推進していきます。

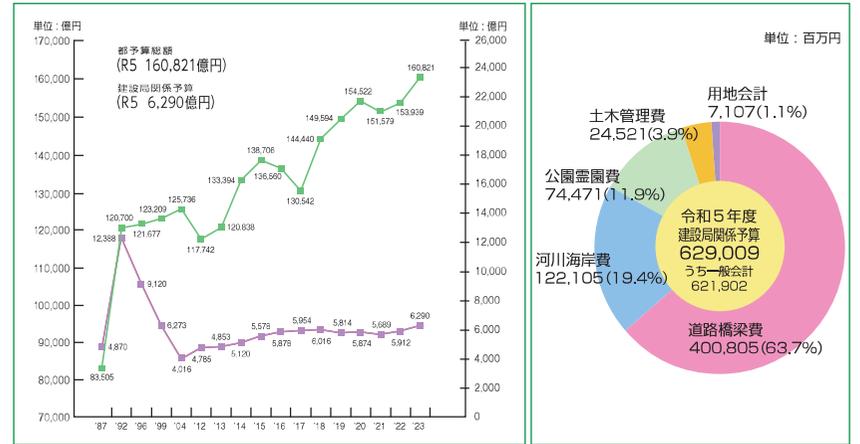
あわせて、コロナ禍で急速に発展したデジタル技術により、働き方改革やICTの活用をはじめとした生産性の向上を推進し、建設業全体の魅力向上にも積極的に取り組みます。

建設局は、社会の変化や都民のニーズに柔軟に対応しながら、職員一丸となって全力で事業の推進にスピード感をもって取り組み、首都東京を誰もが安心して豊かに暮らせる成熟都市へと発展させていきます。

目次

- 予算・バランスシート・・・・・・・・・・ 1
- 道路・・・・・・・・・・ 2
- 河川・・・・・・・・・・ 14
- 公園・・・・・・・・・・ 19
- 土木技術支援・人材育成センター・・・・・・・・ 24
- 事業用地取得・・・・・・・・・・ 26
- 本庁各部の所掌事務・事務所の所在地及び連絡先・・・・ 29

予算

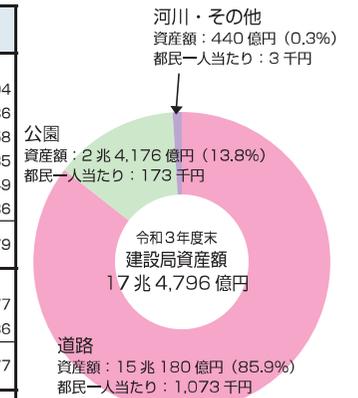


バランスシート

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

科目	金額 (百万円)	科目	金額 (百万円)
資産の部		負債の部	
I 流動資産	1,066	I 流動負債	122,594
II 固定資産	17,478,490	都債	120,636
1 行政財産	2,591,692	賞与引当金	1,958
2 普通財産	16,110	II 固定負債	2,461,985
3 重要物品	4,893	都債	2,443,149
4 インフラ資産	14,176,861	退職給付引当金	18,836
5 ソフトウェア	308	負債の部合計	2,584,579
6 リース資産	0	正味財産の部	
7 建設仮勘定	654,652	正味財産	14,894,977
8 ソフトウェア仮勘定	0	(うち当期正味財産増減額)	57,386
9 投資その他の資産	33,974	正味財産の部合計	14,894,977
資産の部合計	17,479,556	負債及び正味財産の部合計	17,479,556



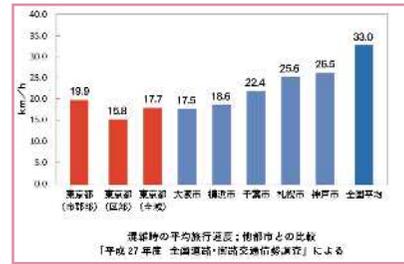
道路の建設

道路は、都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として、重要な役割を担っています。この役割とは、膨大な交通需要に対応するとともに、災害時の避難・救援路として、また、電気・ガス・上下水道・電話などの施設を収容する空間としての機能です。

東京の交通渋滞を解消し、国際競争力を高めるとともに、快適で利便性が高く、環境負荷の少ない都市を実現する上で、道路整備は非常に重要です。また、震災時の救援物資輸送や迅速な復旧・復興活動を支え首都機能を守るとともに、延焼遮断帯を形成し、燃え広がらないまちを実現するなど、東京を高度な防災性を備えた都市へ進化させるためにも道路整備は不可欠です。このため、以下の方針に基づき、道路の整備を進めています。

◆ 整備方針

- 1 首都圏の交通の円滑化を図り、日本全体の社会・経済活動を支える三環状道路を整備する。
- 2 都市の骨格を形成するため、区部の環状・放射方向、多摩の南北方向、区部と多摩を結ぶ東西方向の道路を重点的に整備し、あわせて骨格幹線道路のつながっていない区間や橋梁等を整備する。
- 3 都民の暮らしと安全を守るため、市街地では、住環境を向上させ、地域の円滑な交通を確保する幹線道路を、山間や島しょでは、地域住民の生活基盤を強化し、産業の振興を図る道路を整備する。
- 4 道路交通の円滑化や道路・鉄道双方の安全性の向上を図るため、交差点・交通安全施設の整備、道路と鉄道の立体交差化などを進める。
- 5 震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域（整備地域）の防災性向上を図る都市計画道路（特定整備路線）を整備する。



三環状道路の整備

首都圏三環状道路とは、首都高速中央環状線、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道の総称です。交通渋滞の解消、環境改善、国際競争力の強化、地域の活性化に資するのみならず、災害時においては、首都機能を堅持し、物資輸送などの円滑な支援・復旧活動を支え、日本の交通の東西分断を防ぐ要となるため、早期完成が不可欠です。



◆ 首都高速中央環状線

首都高速中央環状線は、首都圏三環状道路のうち、最も都心寄り位置する総延長約47kmの環状道路であり、平成27年3月に中央環状品川線が開通したことにより全線開通しました。首都圏三環状道路で最初のリングが完成したことにより、新宿から羽田空港の所要時間が約40分から約19分に半減され、定時性が向上する等、事業効果を発揮しています。

また、さらなる渋滞対策として、首都高速道路株式会社の一部JCTの改良を実施し、完了しました。

◆ 東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）

東京外かく環状道路（外環）は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路です。外環は、都心に流入する通過交通を分散させることにより、首都圏の慢性的な渋滞を解消し、快適で利便性の高い都市を実現します。

平成30年6月に一部都内を含む千葉区間が開通し、都内を通過する交通が外環道経由へ転換するなどの効果が発現されています。

関越道から東名高速までの約16kmの区間については、沿線地域の生活環境や自然環境への影響を最小限に抑えるため、大深度地下を活用したトンネル構造が採用されています。平成21年5月に事業化され、国、NEXCO東日本・中日本の3者で整備を進めています。

東京都は、国から大泉JCTや青梅街道ICの用地取得を受託するなど事業者を支援し、整備を推進しています。

◆ 首都圏中央連絡自動車道

首都圏三環状道路の最も外側にある首都圏中央連絡自動車道（圏央道）は、都心から40～60kmの圏域を環状に連絡する延長約300kmの道路です。圏央道は、首都圏の業務核都市や物流拠点などを、横浜港や成田空港等と連絡し、広域的な道路ネット



ワークを形成するなど、多摩地域や首都圏のさらなる発展に対して重要な役割を担います。

平成26年6月に高尾山ICから相模原愛川ICまでが開通し、東京都内区間が全線開通となり、平成29年2月には、茨城県区間が全線開通し、東名高速から東関東道までの6つの高速道路が圏央道で結ばれました。

これらの開通により、都心経由から圏央道経由へ交通の転換が図られるとともに、沿線の企業立地が促進されるなど、様々な効果が発現されています。

外環（関越道～東名高速間）平面図



(JCT、ICは仮称。供用区間は除く。)

首都高速道路の整備

◆ 日本橋区間の地下化

首都高日本橋区間は、首都高速都心環状線の神田橋JCTから江戸橋JCTに至る1.8kmの区間です。この区間は、1日あたり約10万台の自動車が行き交う過酷な使用状況にあるため、構造物の損傷が激しく、長期的な安全性を確保するため、構造物の更新が必要となっています。

日本橋川周辺では、多くの再開発計画が立ち上がり、国家戦略特区の都市再生プロジェクトに位置付けられています。首都高速道路株式会社では、都心環状線の交通機能を確保しつつ、まちづくりと連携しながら、この区間の地下化に向けて整備を進めています。

木密地域における都市計画道路の整備

木造住宅密集地域（木密地域）は、老朽化した木造住宅や狭い道路が多いことなどから、防災上の課題を抱えており、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年度東京都防災会議）においても、地震火災など大きな被害が想定されています。

都は、震災時に特に大きな被害が想定される木密地域（整備地域）約6,500haを、燃え広がらない・燃えないまちにすることを旨とし、市街地の不燃化を促進するとともに、延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となるなど、防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）28区間、約25kmの整備を推進しています。このうち、令和3年3月に補助第136号線（関原・梅田）、令和4年10月に補助第26号線（三宿）を交通開放しました。

特定整備路線の整備に当たっては、関係権利者の生活再建に十分配慮し、理解と協力を得ながら事業を進めていくことが重要です。このため、民間事業者を活用した相談窓口を設置し、移転先情報の提供、建物の建替えプランの提案、税金や権利関係の相談などきめ細やかな対応を図っています。あわせて、優遇金利による移転資金の貸付、都営住宅や代替地のあっせんなど、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行っています。

引き続き、地域の防災性を向上させる特定整備路線の整備を推進していきます。



震災時に特に大きな被害が想定される木密地域（整備地域 約6,500ha）

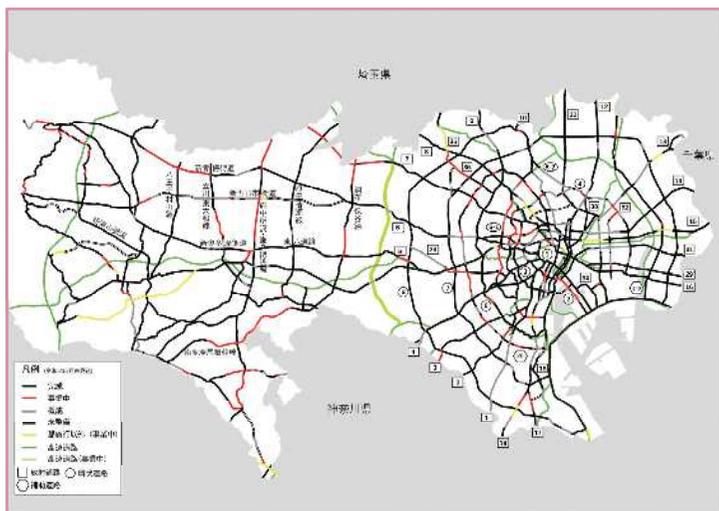


資料提供（国土交通省）



補助第136号線（関原・梅田）

東京の道路ネットワーク



区部の道路

区部の重要な道路は、放射・環状型の道路網です。しかし、依然として整備が必要な区間が残っており、交通渋滞が発生しています。そこで、環状方向や区部と多摩を結ぶ幹線道路のうち、まだつながっていない区間を重点的に整備しています。主な整備路線は、放射第7号線（目白通り）、放射第35・36号線、環状第2号線、環状第3号線、環状第5の1号線、環状第6号線（山手通り）などがあります。

環状第2号線は、江東区有明から千代田区神田佐久間町までの延長約14kmの骨格幹線道路で、令和4年12月に中央区築地五丁目から港区新橋四丁目までの約1.4kmの本線区間が開通したことにより、環状第2号線の全線開通が実現しました。

本区間の開通により、地域交通の円滑化や避難経路の多重化による防災性の向上が図られるとともに、臨海部と都心部との連絡を強化し、臨海部のまちづくりを支える都市基盤として重要な役割を果たします。



環状第2号線（築地地区）

環状第3号線は、中央区勝どき二丁目から江東区辰巳二丁目までの延長約27kmの骨格幹線道路で、このうち、新宿区市谷薬王寺町地内から市谷柳町地内の0.4kmの区間が令和4年11月に4車線開放しました。

これまで2車線だった現道が4車線となり、交通渋滞が緩和されるほか、歩道の拡幅により安全で快適な歩行空間が形成されます。また、道路拡幅により災害時の避難路及び緊急車両の通行路確保や延焼遮断としての効果が図られ、地域の防災性や安全性が期待されます。

環状第5の1号線は、渋谷区広尾五丁目から北区滝野川二丁目までの延長約14kmの骨格幹線道路で、このうち、渋谷区千駄ヶ谷五丁目から新宿区内藤町までの約0.8kmの区間が令和4年12月に交通開放しました。

これにより、渋谷・新宿の両副都心を結ぶ道路ネットワークが強化されるほか、新宿駅周辺の交通渋滞の緩和による沿道環境の改善が期待されます。



環状第5の1号線（千駄ヶ谷）

多摩の道路

多摩地域では、主要な幹線道路が東西方向と南北方向の格子状に配置された計画となっています。

現在、調布保谷線や府中所沢・鎌倉街道線（鎌倉街道）など南北方向の道路の整備を進めるとともに、東八道路や新青梅街道など東西方向の道路の整備も進めています。

調布保谷線（14.2km）は、稲城市矢野口から西東京市北町三丁目に至る、多摩地域を南北方向に結ぶ幹線道路の一つで、交通の円滑化、地域の自立性や都市間連携の強化、防災性の向上に資する重要な路線です。平成27年8月に最後の未開通区間（西東京市内）を交通開放し、全線開通しました。

また、府中所沢・鎌倉街道線では、国分寺区間（約2.5km）な

どで事業を進めており、平成29年3月には多喜窪通りから国分寺3・4・6号線までの約1.1kmの区間を交通開放し、南北方向のアクセス性が向上するとともに、並行する府中街道の交通量が減少するなどの効果がありました。現在、残る約1.4kmの区間において、排水管設置工事や電線共同溝設置工事などを進めています。

整備にあたっては、沿道の生活環境を保全するため、幅員16mの車道の両側に10mずつの環境施設帯を設置し、総幅員36mの道路としています。

環境施設帯には、緑豊かな植樹帯を整備するとともに、歩行者と自転車の分離や無電柱化を進めており、安全で快適な都市空間を創出し、良好な景観形成に配慮した道路としています。



調布保谷線（神代植物公園付近）



国分寺3・2・8号線（西武国分寺線との交差点）

多摩山間・島しょ部の道路

多摩山間・島しょ地域の交通は、人の移動や物資の輸送の多くを道路が担っており、とりわけ、主要道路である都道は、日常生活を支え、産業・経済・文化などの活動・振興に大変重要な基盤施設となっています。

自然豊かで急峻な地形を有したこれらの地域では、自然環境の保全に努めながら、見通しの悪いカーブや大型車のすれ違いが困難な道路の拡幅や線形改良、バイパス道路による集落の孤立化防止や観光シーズンの渋滞解消、歩行者の安全確保など、地域振興と防災性向上に資する道路整備を推進しています。

多摩山間部では、多摩川南岸道路や秋川南岸道路など、島しょ部では、大島循環線や三宅循環線などで事業を実施しています。

このうち、小笠原村母島の沖港北港線では、世界自然遺産に登録されている小笠原諸島の貴重な生態系を守るため、自然環境に配慮しながら道路の拡幅整備事業を進めています。



沖港北港線（長浜地区）

橋梁の整備

橋梁は道路と一体となり、河川や鉄道などで隔てられた地域を相互に結ぶ重要な構造物です。

ひとたび、災害等による被害が生じると、交差する道路・河川・鉄道等への二次的な被害による影響が考えられることから、安全で快適な道路ネットワークを形成する上でも重要な構造物です。

橋梁の整備では、耐震性・耐荷力の向上を図る架け替えのほか、線形改良等に伴う新設や、交通上のボトルネックを解消するための架け替えによる拡幅などを行っております。これにより災害発生時における避難・輸送ルートの安全を確保し、道路ネットワークの強化が図られます。

現在事業中の主な橋梁は、多摩川にかかる等々力大橋（仮称）（世田谷区～川崎市）、関戸橋（府中市～多摩市）、日野橋（立川市～日野市）などがあります。



松枝橋【令和2年5月開通】

道路の立体交差

道路と鉄道

都内には現在、約1,040箇所の踏切があります。踏切は、道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の障害となっています。東京都では、踏切による渋滞を解消し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の立体交差化を進めています。

◆ 連続立体交差事業

道路整備の一環として鉄道を連続的に高架化又は地下化し、多くの踏切を一挙に除却する事業であり、踏切による交通渋滞の解消や、鉄道により分断されていた市街地の一体化、高架下空間の活用など周辺のまちづくりに寄与する極めて効果の大きな事業です。これまで東京都が施行した39事業で395箇所の踏切を除却しました。

現在、京王京王線や西武新宿線など6路線7箇所（R5.4.1時点）で事業を行っています。

引き続き、現在事業中箇所の立体化に向けて工事を進めるとともに、新規事業化に向けて取り組んでいきます。

◆ 単独立体交差事業

道路を単独で立体化、あるいは鉄道を比較的短い区間で立体化する事業です。

平成29年3月には、国分寺3・2・8号府中所沢線とJR中央線との交差部の国分寺陸橋が完成し、これにより交通の円滑化が図られました。環状第4号線（港南・高輪）（山手線・新幹線外）など11箇所（R5.4.1時点）で事業中です。

高架化前

（環状第4号線（明治通り）の踏切による最大渋滞長約390m）



京成押上線（押上駅～八広駅間）連続立体交差事業

高架化後



道路と鉄道の立体交差事業



道路と道路

交通量の多い交差点では、交通渋滞や、これによる排気ガスの増大などの問題が生じています。このため、一方の道路を高架もしくは地下にする、道路と道路の立体交差の整備を進めています。

新小岩陸橋では、交通量の多い蔵前橋通りを立体化することにより、交通渋滞の解消や沿道環境の向上を図りました。



新小岩陸橋（たつみ橋交差点上空から）

道路の管理

令和4年4月1日現在、東京都における道路は、総延長約24,741km（うち都道は総延長約2,370km）で、総面積は約190,300km²（うち都道は総面積約46,300km²）となっています。

道路の管理に関する事業としては、道路法に定められた各種手続き事務（道路の路線名・起点・終点を決定する路線認定、道路を管理する具体的な範囲を定める区域決定・変更等）、各種許可事務（幅や重量等が一定基準を超える車両に対する特殊車両通行許可、電気・ガス・上下水道・電話などのライフライン施設などを設置し、道路を継続して使用する道路占用許可等）の他、道路の不道正利用に対する指導・取締り業務、路面の維持補修、道路施設の整備、自転車通行空間整備、沿道環境整備事業などがあり、生活環境の保全と調和を図りながら推進しています。

さらに、情報通信技術（ICT）を活用した道路の維持管理に取り組んでいます。

また、平成23年に発生した東日本大震災では、救援物資の輸送や災害時の復旧活動における道路が果たす役割の重要性が再

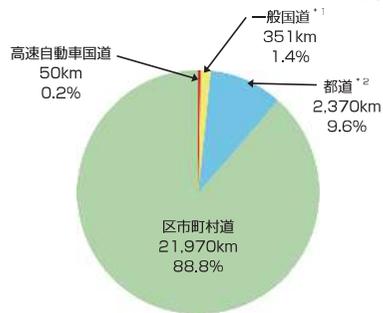
認識されました。震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、電線類を地中化する無電柱化など『未来の東京 戦略』で示した取組を積極的に進めていきます。



内堀通り

東京都における国・都・区市町村道の内訳

（令和4年4月1日現在）



上段：道路種別

中段：道路延長

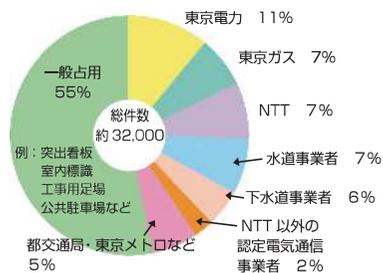
下段：全体に占める割合 (%)

*1 一般国道とは、指定区間 277km（自動車専用道路 28kmを含む）、指定区間外（都管理）74km、の合計である。

*2 都道には、首都高速道路 202kmを含む。

注：都が管理する道路は約2,243km（9.1%）である。

令和3年度道路占用許可件数（都管理道路）

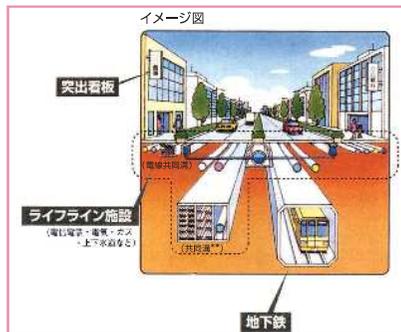


東京都における道路状況（令和4年4月1日現在）

区分	行政区域面積 (km ²)	道路延長 (km)	道路面積 (km ²)	道路率 (%)
区部	627.53	12,004	104,394	16.6
多摩部	1,159.81	11,248	78,650	6.8
島しょ部	406.71	1,489	7,264	1.8
計	2,194.05	24,741	190,309	8.7

※道路延長 (km)、道路面積 (km²) は小数点以下四捨五入の関係で計が一致しない場合がある

主な占用物件



**共同溝：電気・ガス・水道等の地下埋設物を効率的に整理・集約し、これらを安全確実に保護管理します。これにより道路の掘り返し規制が緩和できるほか、都市防災上大きな効果があります。

道路・橋梁の維持修繕

東京の道路は、都民の生活を支え、災害時には避難・救援活動の生命線となるとともに、全国の交通ネットワークの要として、社会経済の発展を支える重要な社会資本です。

このような重要な道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、道路の維持修繕に取り組んでいます。

維持修繕の取組として、日常的な巡回点検や定期点検、大雨等の際に行う異常時点検等の各種点検を着実にを行い、道路の状況を的確に把握することで、維持工事や計画的な補修・補強工事を実施しています。

道路・橋梁維持事業

道路利用者の安全を確保するため、日常的な巡回点検として、道路巡回車を使用し、道路や橋梁の損傷・劣化、道路上の落下物、街路灯の不具合等を見出し、適宜必要な対策を講じています。

点検は都管理道路を概ね3日で1周するよう実施しており、道路の破損や異常等を年間4万件以上発見しています。

その他にも、側溝しゅんせつや路面清掃、橋梁の塗替塗装、橋面舗装などを行っています。



道路巡回車

応急作業



側溝しゅんせつ

橋面舗装の補修

道路補修事業

◆ 路面補修

島しょ部を除く全ての路線を対象に、3年に1回実施する路面性状調査により、「ひび割れ」、「わだち掘れ」、「平坦性」を測定し、MINIという指標で評価しています。

調査結果により、要補修箇所の選定や優先順位づけを行い、計画的に路面補修を行うことで、道路利用者に安全で快適な走行を提供しています。また、歩道においては、路面補修にあわせて段差・勾配の改善を図っています。

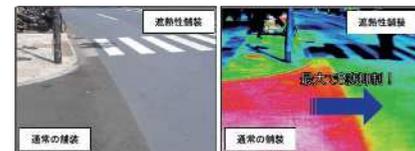


路面性状自動測定車

路面補修

● 沿道環境等に配慮した路面の高機能化

道路交通騒音対策の必要な箇所には、低騒音舗装や二層式低騒音舗装を実施し、ヒートアイランド対策が特に必要な箇所には、路面温度上昇を抑制する遮熱性舗装・保水性舗装を実施するなど、傷んだ路面の補修にあわせて沿道環境等に配慮した路面の高機能化を行っています。



遮熱性舗装による路面温度上昇抑制効果

◆ 道路施設整備

全ての道路施設（トンネル、地下歩行者道、擁壁、共同溝など）を対象に、5年に1回実施する定期点検の結果により、道路施設の異常・損傷を早期に発見し、必要な措置を講ずるとともに、計画的に補修・補強を行い、道路利用者の安全を確保しています。

● トンネルの予防保全型管理の推進

高齢化が進むトンネルの安全性を確保していくために、損傷や劣化が進む前に適切な対策を行う予防保全型管理の取組を進めています。令和3年3月には、最新の点検結果を踏まえ「第二次トンネル予防保全計画」を策定しました。この計画に基づき、点検・補修等を実施し、共用期間中、全てのトンネルを健全な状態に保ち、良好なインフラを次世代に引き継ぐことを目指します。



最先端技術を活用した調査
(トンネル内変形計測)

トンネルの補修・補強

● 新交通システム・都市モノレール施設の修繕

新交通システムや都市モノレールは、地域の重要な都市交通の手段として人々の暮らしを支えるとともに、地域の「にぎわい」や「活気」の創出にも大きな役割を果たしています。

インフラ部分（支柱・軌道桁・連絡通路等）は、道路施設として道路管理者が管理しており、道路施設点検結果に基づき、維持・修繕を計画的に講ずることで、交通の円滑化と利用者の安全を確保しています。



ゆりかもめ

多摩都市モノレール

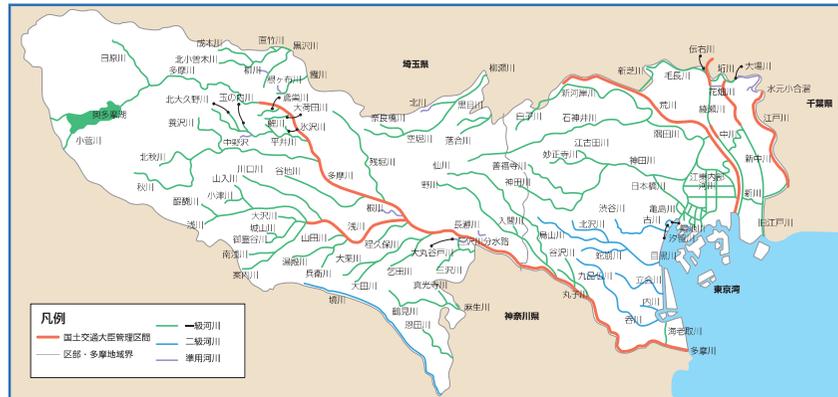
河川の事業

河川事業は、洪水・高潮等による水害や土砂災害等の危険から都民の生命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成や、河川利用の推進などを通して良好な河川環境と都市環境を創出します。河川事業の基本である「中小河川の洪水対策」、「低地河川の高潮・地震対策」、「多摩・島しょ地域の土砂災害対策」をさらに推進するとともに、水辺の緑やにぎわいを創出し、川が人々の心を豊かにする「魅力的な水辺空間」となるよう整備に取り組みんでいます。また、気候変動の影響による降雨量の増加や海面上昇、台風の大規模化等を考慮した「河川施設のあり方」策定に向け、取り組んでいます。

河川の管理と活用

東京都の河川はその地勢から、概ね西部に源を発して東京湾に注いでいます。そのうち、国土交通大臣が指定する一級河川としての多摩川水系、荒川水系、利根川水系、鶴見川水系の92河川、都知事が指定する二級河川としての15河川があり、合計すると、都内の河川は107河川、約857kmになります。

このうち、荒川や江戸川など、国土交通省が管理する河川を除く105河川、約710kmを東京都が管理しています。また、東京都管理河川のうち、区部の46河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により区が管理を行っています。このほか、区市町村が指定・管理する準用河川が20河川、約33kmあります。



東京都河川分布図

係留保管施設の整備

都内の河川では、船舶等が無秩序に係留されて河川管理上支障となっています。その適正化を図るため、平成15年1月に施行した「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」に基づいて不法係留船対策に取り組むとともに、その受け皿として係留保管施設を整備しています。



係留保管施設（海老取川 大田区）

防災船着場の整備と有効活用

大規模災害時に河川を緊急輸送ルート等として利用するため、防災船着場を整備しています。平常時には、（公財）東京都公園協会の「東京水辺ライン」の発着場として利用するとともに、隅田川等の7箇所の防災船着場では、屋根船等に一般開放を行っています。観光舟運の拠点となっています。



水上バス「東京水辺ライン」と桜橋防災船着場（隅田川 台東区今戸）

中小河川の整備

人口や資産が集積する都市部などにおいて、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、1時間当たり50ミリの降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として中小河川の整備を進めてきました。

しかし、近年はこれまでの目標整備水準を超える集中豪雨などが増加し、それに伴う水害が発生しています。このため、平成24年に、目標整備水準を都内一律に年超過確率1/20^{*}1に引き上げ、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っています。

整備に当たっては、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本とし、それに調節池や分水路を組み合わせて、地域の状況に応じた効果的な対策を実施しています。

河道整備

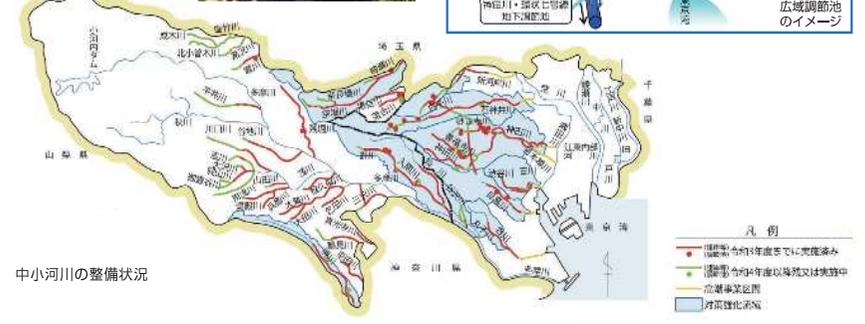
区部の善福寺川や石神井川、古川、多摩の空堀川、鶴見川、谷地川など都内46河川、324kmにおいて、川幅を広げたり（河道拡幅）、河床を掘り下げる（河床掘削）などの河道整備を進めています。

整備に当たっては、治水面の安全性の向上とあわせて、管理用通路を緑豊かな遊歩道として整備し、川沿いにスペースがある箇所では、緩やかな傾斜の護岸を整備するなど、人々が水辺に近づける工夫をするとともに、動植物の生息・生育環境などにも配慮した川づくりに努めています。



河道整備（石神井川 練馬区）

親水性に配慮した川づくり（谷地川 八王子市）



*1年超過確率1/20とは、毎年、1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/20（5%）であることを示しています。年超過確率1/20の規模の雨量は、これまでの実績降雨から推計した値を参考とすると、区部では1時間あたり75^{mm}以上、多摩地域では1時間あたり65^{mm}以上に相当します。

調節池・分水路の整備

川沿いにビルや住宅が立ち並びなど、川幅を広げるなどの河道整備に長期間を要する箇所においては、洪水の一部を貯留する調節池や、洪水の一部を別のルートに分けて流す分水路を整備し、水害に対する安全性を早期に向上できるように努めてきました。

平成24年に目標整備水準を引き上げ、時間50ミリを超える降雨によって生じる洪水については調節池等により対応することを基本とし、調節池等の整備を神田川や境川など優先度が高い10流域で順次進めています。

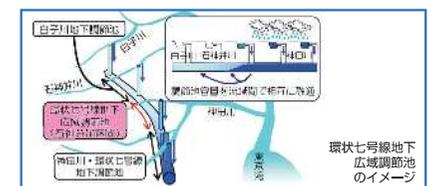
これまでの整備と合わせ、令和3年度末までに12河川27箇所（総容量約264万^m³）の調節池が稼働中、5河川8箇所（総延長約12km）の分水路が完成しています。



神田川・環状七号線地下調節池（杉並区）

現在は、「城北中央公園調節池（石神井川）」や「現川木管東調節池」、「谷沢川分水路」など、9施設の調節池等を整備しています。このうち、神田川、石神井川及び白子川流域では、「神田川・環状七号線地下調節池」と「白子川地下調節池」を連結し、各流域間で調節池の容量を相互に融通できる「環状七号線地下広域調節池」の整備を進めています。これらの調節池等を令和7年度（2025年）までに稼働させ、都内全域の調節池総貯留量を約1.4倍（令和元年度末比）に拡大していきます。

さらに、「『未来の東京』戦略」に掲げた「新たな調節池の事業化（約150万^m²、令和12年まで）」の目標達成を前倒しし、早期の事業化に向け、検討を行っています。令和4年度は、目黒川流域において新たな調節池を事業化し、基本設計等に着手しました。令和5年度は仙川において新規調節池を事業化していきます。

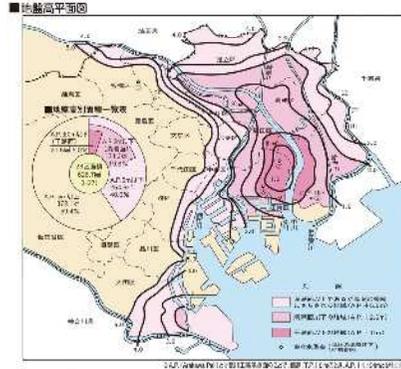
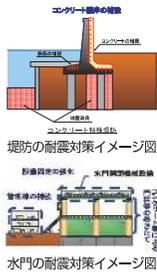


低地河川の整備

東京東部には地盤が海面よりも低い土地が広がっており、これまで高潮や洪水による多くの災害を受けてきたことから、高潮対策等の堤防整備や耐震・耐水対策を進めています。また、テラスの連続化や照明整備など、人々が集いにぎわいが生まれる水辺空間の創出に取り組んでいます。

河川施設の耐震・耐水対策

東部低地帯における耐震・耐水対策については、東日本大震災を踏まえ、平成24年12月に「東部低地帯の河川施設整備計画」(平成24年度～令和3年度)を策定し、最大級の地震への対策を進めてきました。令和3年12月には、耐震対策の対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」(令和4年度～令和13年度)を策定し、堤防約57km、水門等9施設において対策を進めています。



江東内部河川の整備

隅田川と荒川にはさまれ、特に地盤沈下の影響が大きかった江東三角地帯を地震水害から守るため、西側河川の耐震護岸整備と、東側河川の水位低下方式による環境に配慮した河道整備を進めています。



水辺空間のにぎわい創出

人々が集い、にぎわいが生まれる魅力的な水辺空間を創出するため、隅田川を軸として、橋から川沿いへのアクセス向上、テラスの連続化、夜間照明の整備など東京湾・ベイエリアと都心をつなぐ水辺の動線を強化するとともに、隅田川におけるにぎわい誘導エリアで重点的な施策を展開しています。

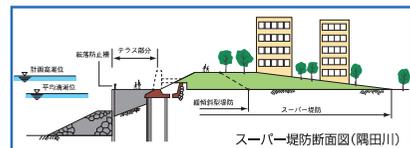


高潮防御施設の整備

主に隅田川以東に広がる東部低地帯を伊勢湾台風級の高潮から守るため、堤防の整備を進めており、隅田川等の主要河川についてはほぼ完成しています。

スーパー堤防・緩傾斜型堤防の整備

隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を進めています。整備にあたっては、沿川の再開発事業等のまちづくりと一体的に事業を行うとともに、先行してテラスを整備し、ジョギングや水辺の散策など、広く都民の方に親しまれています。



河川環境の整備

水辺の環境づくり

うるおいのある水辺空間を創出するため、旧河川敷などを活用した多自然川づくりや、河川敷・護岸などの緑化、管理用通路・テラスを利用した親水空間の整備など、地域の特性を活かした親しめる川づくりを行っています。



河川緑化(中川 江戸川区)

水質・水量の改善

水質の汚濁や平常時水量の減少が問題となっている河川では、堆積泥土のしゅんせつ等による水質の改善、地下鉄等からの湧水の受入れなどによる水量の確保・水質の改善に努めています。



川で遊ぶ子供たち(野川 三鷹市)

◆ 浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図の公表

整備水準をはるかに上回る大雨や高潮による水害の危険性を示し、避難など事前の備えとして重要な区市町村作成のハザードマップの基となる図面を作成・公表しています。



浸水予想区域図(神田川流域)

◆ 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

区市町村等関係機関と連携して、洪水氾濫等に対し、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施する取組を推進する協議会を開催しています。

河川に関する普及・啓発

都民の河川への関心や水害・土砂災害・水難事故への認識を深めてもらうことを目的として、河川に関する様々な普及・啓発を実施しています。

河川愛護月間の7月を中心に、シンポジウム、フォトコンテスト、河川の清掃活動、施設見学会、川を歩こうなど、様々な行事を実施しています。

また、旅行事業者と連携したインフラツアーによる見学会やVR技術を活用したバーチャルツアーなど新たな取組を実施しています。



河川施設360°バーチャルツアー

ソフト対策の推進

水防災情報の提供

大雨、洪水、高潮等による水害から、都民の命と暮らしを守るため、水防災情報を提供するソフト対策を実施しています。

◆ インターネットによる情報の提供

東京都水防災総合情報システムにより、雨量、河川水位、河川監視映像、氾濫危険情報等、水防に関する情報を提供しています。これまでに、スマートフォン版の提供やホームページの多言語対応を行ったほか、令和3年6月にはYouTubeを活用した動画配信を開始しました。また、水防に関する情報はTwitterでも提供しています。



土砂災害対策

総合的な土砂災害対策

「人命の保護」を最優先に災害対応力の向上・充実のためソフト・ハード両面での総合的な土砂災害対策を推進します。

土砂災害対策施設の整備

多摩地域や島しょ地域などにおける土砂災害のおそれのある箇所では、豪雨による土石流や、火山噴火に伴う泥流、かけ崩れなどによる災害を未然に防止するために、砂防堰堤や堆積工、流路工、法枠工などのハード対策の整備を進めています。



土石流から人家を守る砂防堰堤
(大島町 佐久川)



かけ崩れから人家を守る法枠工
(青梅市 河辺町一丁目地区)

土砂災害発生後の対策事例 (伊豆大島 大金沢)

伊豆大島では、平成 25 年の台風 26 号に伴い、観測史上最大の豪雨により、広範囲で斜面が崩壊しました。大規模な土石流が発生した大金沢下流域を中心に、多数の死者や民家に甚大な被害をもたらしました。

これを受け、既設堆積工の嵩上げ、仮設導流堤の整備による応急対策を行い、短期対策として左支川山腹工、導流堤の整備が完了しました。

現在では中長期対策として、砂防堰堤の整備等を行っています。また、下部部の流路工の改修は完了しております。



大金沢流路工



大金沢2号堰堤 (整備中)

海岸保全施設の整備

東京湾や島しょ地域の海岸延長約 761km (※1) のうち、建設局は台風や季節風などによる波浪から、国土を保全し、人家、公的施設等の安全性を確保するとともに海岸環境を保全するため、波浪被害の恐れが高い地域や、海岸の侵食が著しい 26 海岸、約 46km を海岸保全区域に指定し、護岸や人工リーフなどの海岸保全施設を整備しています。

※1 令和3年度版 海岸統計 (国土交通省) より

土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害のおそれのある箇所の周知や速やかな避難体制の整備、開発行為の制限などを実施するため、土砂災害防止法 (※2) に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行っています。令和元年 9 月に都内全域約 15,000 箇所の指定が完了しました。引き続き、区域指定の見直しを順次実施していきます。

また、土砂災害警戒区域等の指定箇所を区市町村に通知するとともに、都のホームページなどで公表することにより、危険な区域を周知し、ハザードマップの作成を促進するなど、警戒避難体制の整備を図っています。

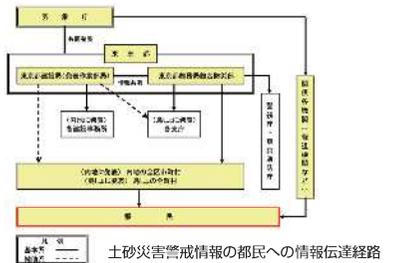
※2：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害警戒区域等の指定位置図 (令和元年 9 月時点)

土砂災害警戒情報の提供

土砂災害警戒情報とは、大雨警報 (土砂災害) が発表され、更に避難行動が必要な土砂災害発生の危険性が高まった場合に、都と気象庁が共同で発表する防災情報で、区市町村や報道機関等を通じて住民に提供しています。なお、運用開始以降の降雨事例や土砂災害発生事例のデータを加えて、土砂災害警戒情報の基準を最適なものに見直し、平成 29 年 5 月 31 日より新たな基準で運用を開始しています。



人工リーフ (海面下に設置する離岸堤) の整備 (神津島 長浜海岸)

東京都の公園

東京都の公園

公園が提供する豊かな「緑」、広々とした「広場」、そして「青空」はレクリエーションの場としてかけがえのないものであり、景観に潤いを与えるものです。

さらに、公園を構成する植物は大気を浄化する役目を果たし、広場は災害時の避難場所として機能します。また公園は、優れた自然の景観を保護する役割も果たしています。

公園には都市公園法に基づく「都市公園」とそれに準ずる都市公園以外の公園のほか、自然公園法に基づく「自然公園」があります。

公園の現状

令和 4 年 4 月 1 日現在、都市公園と都市公園以外の公園面積は合計約 8,058ha で、都民一人当たりの都市公園等の公園面積は 5.76m² です。

このうち建設局で管理する都市公園 (都立公園) は、上野恩賜公園や井の頭恩賜公園のほか、文化財庭園や動物園、植物園など 83 箇所、約 2,049ha あります。

- 都市公園 8,637 箇所 約 6,026ha
- ・国営公園 (2 箇所、約 176ha)
- ・都立公園 (83 箇所、約 2,049ha)
- ・区市町村立公園 (8,552 箇所、約 3,801ha)

※数字は令和 4 年 4 月 1 日現在

- 都市公園以外の公園 3,453 箇所 約 2,031ha
- ・区市町村が設置する児童遊園等
- ・国が設置する国民公園等
- ・東京都港湾局が設置する海上公園
- ・公社・公団等が設置する住宅地内の公園
- ・東京都環境局が設置する自然ふれあい公園

※数字は令和 4 年 4 月 1 日現在

- 自然公園
- ・国立公園 (3 箇所、約 69,426ha)
- ・国定公園 (1 箇所、約 777ha)
- ・都立自然公園 (6 箇所、約 9,686ha)

※数字は令和 4 年 3 月 31 日現在

都立公園の整備

東京都の公園は外国の諸都市と比べても、まだまだ不足しています。公園面積を計画的かつ効率的に増やすため、都市計画決定されている公園・緑地について優先的に事業を進める区域を設定し、水と緑の骨格軸を形成し緑の拠点となる都立公園の拡張整備を進めています。

また、防災計画などに位置付けのある都立公園の機能強化、文化財庭園における復元や修復などを推進し、歴史的文化的遺産を次世代に継承する事業を推進しています。

◆整備状況

令和 3 年度は、高井戸公園、舎人公園、神代植物公園などで公園整備を行いました。

令和 4 年 4 月 1 日現在、都立公園の開園面積は前年度から約 11.0ha 増加し、約 2,049ha となりました。

令和 4 年度は、開園面積の拡大に向けて、高井戸公園や神代植物公園、野山北・六道山公園などで公園整備を着実に進めました。

また、都立公園は地域防災計画において、避難場所や救出救助の活動拠点とされるなど、震災対策において重要な役割を担っており、都立公園の新規整備を進めると同時に、非常用発電設備や照明灯等の既存の公園の防災機能を向上させる整備や、その他、老朽化施設の改修等の整備を進めています。

また、都立公園では、障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に遊ぶことができる遊び場の整備に取り組んでいます。これまでに都立公園の「みんなのひろば」や、府中の森公園の「もり公園にじいる広場」がそれぞれオープンしました。今後も、公園の新規整備や遊具広場の改修の機会を捉え、ユニバーサルデザインの遊具を整備するとともに、都立公園におけるバリアフリー対策の充実等を行ってまいります。

指定管理者制度の活用

建設局で管理する都市公園や霊園等の施設では、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を行うことを目指していくため、指定管理者制度の活用を図っています。指定管理者の管理運営については、第三者の視点を含めた評価を実施し、結果を公表しています。



上野恩賜公園



井の頭恩賜公園



高井戸公園

動物園・水族園

日本初の動物園として明治15年に開園した恩賜上野動物園、丘陵地の自然を生かして、檻や柵の使用を控えた無柵放飼式展示を特徴とする多摩動物公園、日本産動物などの身近な動物に親しむことのできる井の頭自然文化園、海の自然への認識、水生生物についての科学的認識が培われる「海と人間の交流」の場を目的とする葛西臨海水族園、以上、都立動物園・水族園4園は、互いに連携しながら、野生動物の保全、調査研究、教育普及の面で、日本の動物園・水族館をリードし、魅力的な展示やサービス向上に努めてきました。

平成23年9月、都立動物園・水族園は目指す姿とそれを実現するための取組の方向を示す「都立動物園マスタープラン」を公表し、様々な取組を行ってきました。令和2年11月、前計画の成果を踏まえ、都立動物園を取り巻く様々な状況の変化を的確に捉え、動物園・水族館の持つ4つの機能（レクリエーション、環境学習、種の保存、調査・研究）を強化するとともに、SDGsの達成に寄与する「第2次都立動物園マスタープラン」を策定しました。

平成30年10月には、希少種の繁殖や野生生物保全への貢献、環境教育や保全の普及啓発の機能を強化するため、第2次スーパーストック計画を策定しました。これらの計画のもと、各園の特色を活かし、人と動物がともに生きることの大切さを伝えるメッセージを備えた、魅力あふれる動物園・水族園をつくり出していきます。

また、より多くの方に、動物園、水族園の取組を発信し、野生動物の保全と環境への理解を深めていただくため、公式サイト「東京ズーネット」やTwitter、YouTube、Instagram等の多様な情報発信ツールを活用した情報発信を行っています。

恩賜上野動物園

福澤諭吉は、慶応2（1866）年に発刊された『西洋事情』の中で、動物園という日本語を初めて使いました。明治15年、上野恩賜公園に博物館が附かれ、その付属施設として現在の動物園が開園したことにより、名実ともに、日本における動物園の歴史が幕を開けました。

開園以来の出来事をなかめると、昭和24年には、戦後の日本の子ども達を大いに元気づけたインド政府からの贈り物、アジアソウのインディラが来園、昭和47年には日中国交回復を記念してジャイアントパンダが日本で初めて来園するなど、当園は国際親善の一翼を担ってきましたが、今日では、国際的な協力体制の構築がますます重要になっています。希少野生動物の保護繁殖のため、海外の施設との間の動物移動や飼育技術に関する情報交換などに取り組むことにより、当園はジャイアントパンダ、ニシゴリラ、アイアイなど、世界中の動物達との出会いの場となっています。

平成29年に誕生したジャイアントパンダ「シャンシャン（香港）」は、令和5年2月に中国野生動物保護協会との協定に基づき、中国へ返還されました。また、令和3年6月に誕生した双子「シャオシャオ（暁暁）」「レイレイ（雷雷）」は、お囀りに生育しています。

令和4年5月には、ニシゴリラの繁殖に成功し、生まれた子どもは「スモモ」と命名されました。



ジャイアントパンダの双子

ニシゴリラの子ども

多摩動物公園

昭和33年に開園した多摩動物公園は、多摩丘陵の自然を活用し、ダイナミックな展示と野生動物の繁殖を推進してきました。世界に先駆けてサファリ形式を導入したライオンバス、ホルネオオランウータンのスカイウォーク、タイリクオオカミやモウコノウマが群れて暮らすアジアの平原など、野生動物本来の生態を引き出し、驚きと感動を与えることができるように、魅力的な展示づくりに取り組んでいます。

また、平成18年には「野生生物保全センター」を園内に設置し、生物工学技術の応用による調査・研究機能の強化などにより、園内の先導的施設として野生動物の保全に貢献してきました。例えば、トキやコウノトリでの関係機関と連携した取組が野生復帰に深く関わっており、当園で生まれたトキが佐渡の空を舞うという歴史的な成果につながっています。

平成28年6月から、オーストラリア タスマニア州の「セイブ・ザ・タスマニアデビル・プログラム」に参加し、タスマニアデビルの日本で唯一の展示を行っています。また、サバナのエリアにおいて整備を進めており、令和4年3月に新しいキリン舎の整備工事が完了しました。



ライオンバス

新キリン舎

葛西臨海水族園

葛西臨海水族園は、恩賜上野動物園の中にあつた水族館を移転・拡充して、平成元年に開園しました。世界初のマグロ類の群泳展示のほか、東京湾から小笠原諸島までの広大な東京の海に暮らす生物、国内最大級のペンギンの群れ、そして世界各地の多様な水生生物の展示とともに、精神的な教育普及活動、調査・研究を行い、日本の水族館の中でも先駆的な役割を果たしてきました。これまで蓄積してきた高度な飼育技術を生かし、日本あるいは世界の中でも当園でしか見ることのできない生物を数多く展示しています。

また、平成27年度より荷台に水槽を搭載した専用トラック等を用いた移動水族館事業を開始しました。普段なかなか水族園に來れない方々のいる病院や福祉施設を中心に訪問し、海の生態系と生き物の魅力を伝えていきます。

一方、開園後30年が経過し、老朽化やバリアフリー等の課題があることから、既存の水族園に隣接する場所に新たな水族園を建設し、機能を移すこととしました。令和4年12月に、施設的设计・整備・維持管理を行う民間事業者と契約を締結し、令和9年度の開園に向け、新たな水族園の整備に取り組んでいます。



クロマグロ

移動水族館車

井の頭自然文化園

昭和17年に開園した井の頭自然文化園は、武蔵野の緑豊かな井の頭恩賜公園内の落ち着いた雰囲気の中にあります。ニホンリスなどの日本産動物を中心とした身近な動物の展示やふれあい体験などを行い、いつでも気軽に楽しめる動物園として、また、資料館や彫刻園が併設されており、多様な教育の場として親子連れを中心に親しまれています。平成23年に公開した「いきもの広場」では、チョウが好む樹木を植えるなど、身近な生物が好む場所を用意し、呼び寄せることで、観察しやすい環境を整えています。

また、日本産動物の保全にも積極的に取り組み、令和4年にはニホンカモシカ、ニホンリス、コシジロヤマドリ、カタマイマイなど多くの在来種の繁殖に成功しています。また、関係団体が集うヤマノコ祭りを開催して、絶滅危惧種であるツシヤママネコの保全活動を紹介するなど、動物に親しんでもらうとともに、楽しみながら保全について学べる教育普及の取組を行っています。

日本の淡水域に棲む生物を展示している水生生物館では、身近でありながら絶滅の危機に瀕しているミナミメダカやアカハライモリなどの繁殖と保全に、他の都立動物園・水族園と連携しながら取り組んでいます。

現在、当園の新たな魅力創出に向けて老朽化施設の改修・改築計画を進めています。



ニホンリス



ツシヤママネコ

植物園

植物園では、楽しみながら植物に関する知識や、植物と人間の生活・文化との関わりを学ぶことができるよう工夫をしています。

神代植物公園

神代植物公園では、約4,800種、10万本・株の植物が植えられており、うめ園、さくら園、ツツジの大群植、世界バラ会連合優秀庭園賞を受賞したばら園などの展示のほか、季節に応じたキクやスミレ、古典園芸植物、盆栽の展示会などを行っています。平成28年5月にリニューアルオープンした大温室では、ランやペゴニアの展示室を増築したほか、小笠原の植物やチリ国の植物、乾燥地の植物の展示コーナーなどを新設し、展示を充実しました。

平成24年に開設した植物多様性センターでは、都内の絶滅危惧植物等の保護・増殖、情報収集・発信、植物多様性に関する普及啓発に取り組んでいます。

また、多くの方にばら園の魅力を自宅で体験できる機能として、オンライン上で3Dビュー+VR映像を楽しめるコンテンツ、「オンラインばら園」を配信しています。



神代植物公園「ばら園」

神代植物公園植物多様性センター
学習園「奥多摩ゾーン」

夢の島熱帯植物館「ガラスドーム」

夢の島熱帯植物館

夢の島熱帯植物館では、清掃工場の余熱を利用しているガラスドームを中心に、熱帯の水辺・人里の景観や、東京の亜熱帯である小笠原諸島の植物の展示などを行っています。

館内にはおよそ1,000種類の熱帯・亜熱帯植物があり、一年を通して、色とりどりの花や果物など特有の景観を楽しむことができます。

庭園

都立公園には江戸から続く歴史と文化が蓄積した貴重な遺産で、国及び東京都の文化財指定を受けている庭園が9箇所あります。いずれも我が国を代表する名園です。

庭園技術の継承を図りながら維持管理を行うとともに、より多くの方に庭園の魅力を知っていただけるよう、各園では Twitter や Instagram を活用した情報発信を行っています。

また、国の特別名勝と特別史跡に指定されている浜離宮恩賜庭園と小石川後楽園では、江戸時代の大名庭園の復元を進めています。

浜離宮恩賜庭園では、江戸時代の大名庭園の姿をよみがえらせ、江戸文化を実感できるよう、護岸等の修復や、震災等で焼失した「茶屋」群などの復元を行っており、これまでに、「松の御茶屋」、「燕の御茶屋」、

「鷹の御茶屋」の復元が完了しています。

小石川後楽園では、震災後の修復以来となる庭園全域を対象とした復元事業に着手しており、琵琶湖を模し、庭の中心的な景色を造り出している「大泉水」や「白糸の滝」の修復を行っています。また、これまでに「円月橋」、「得仁堂」、「九八屋」、「丸屋」などの建築物等の修復工事も実施しました。令和2年度には、後楽園に入る正式な入口であり、震災で焼失していた唐門の復元が完了しました。

また、都立庭園の適切な保存、復旧、復元等に取り組むために、東京都における文化財庭園の保存活用計画等の策定を進めており、引き続き、計画的な庭園の修復、復元等の整備や活用に取り組んでいきます。



六義園



浜離宮恩賜庭園「鷹の御茶屋」復元



小石川後楽園「唐門」復元

霊園

都立霊園は8箇所あり、使用者数は約30万人で、約140万体の遺骨が眠っています（令和4年4月現在）。

都立霊園の人気は高く、応募倍率は依然高い状況にあるため、無縁墓所の整理促進や小区画化した墓地、集合墓地の供給により供給数の確保を図っています。また、時代や都民意識の変化に伴う、様々な墓地需要に応え、新形式墓地の供給に努めています。

区部の青山、谷中、雑司が谷、染井の4霊園は、いずれも明治7年開設という長い歴史を有しています。区部霊園については、より広く都民が利用できる「霊園」と「公園」が共存する空間となるよう、再生事業を実施しており、墓所移転により、新たな立体式墓地や広場の整備などに取り組んでいます。

郊外にある多磨、小平、八王子、八柱の4霊園は、公園墓地という良好な環境を維持しつつ新しい墓所の形を提供するなど、スペースの有効利用を図りながら、墓所の供給を行っています。



青山霊園 小区画化墓地



染井霊園 立体式墓地



多磨霊園 樹林墓地

新たな墓所の供給

平成20年2月の東京都公園審議会答申「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」では、都立霊園における今後の墓所供給の取組として、死後は安らかに自然に還りたいという思いに応える「樹林墓地」や「樹木墓地」などが提言されました。こうした提言を踏まえて、小平霊園において、平成24年度から令和2年度に樹林墓地の貸付を行い、平成26年度から樹木墓地の貸付を行いました。また、多磨霊園において、令和3年度から樹林墓地の貸付を開始しました。

引き続き、都民意識や社会情勢の変化に対応しながら、都民の墓所需要に応えるとともに、都市における良好な緑や景観の形成、環境保全に努めていきます。

道路の緑化

道路の緑には、人にうるおいや安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、安全で円滑な交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能など、様々な役割があります。

東京都が管理する街路樹の植栽延長は約1,371km、中央分離帯や交通島などの道路緑地は約231haあります。（令和4年4月1日現在）



絵画館前 イチョウ



迎賓館前 コリノキ

街路樹の防災機能強化

平成24年度から令和2年度（2020年）まで、防災上重要な路線において、災害時に緊急車両や避難者の通行を街路樹が妨げることの無いよう、幹周り90cm以上に大径木化した街路樹に対し街路樹防災診断を実施し、街路樹の樹勢回復や更新を行いました。令和3年度からは、台風等による被害の多い地域において街路樹の防災機能強化のため、計画的に街路樹診断を実施しています。



台風により倒れ、道路をふさぐ街路樹



災害に強く、美しい街路樹

街路樹の充実（質の向上）

平成20年度から開始した「街路樹の充実事業」により、平成27年度末には目標本数に到達しました。今後は、これまで整備した街路樹について、きめ細やかな維持管理を行い、成熟した都市にふさわしい潤いのある道路環境の整備、管理に取り組んでいきます。更に、東京2020大会に向けては、観覧者や競技者を夏の暑さから守る取組が求められることから、競技場と最寄り駅を結ぶアクセスルートを中心に、街路樹による緑陰確保に向け、樹形の拡大のための計画的な剪定を行いました。令和4年度からは、本取組を大会レガシーとして、大会関連路線以外の路線においても進めています。

街路樹の充実事業事例



一般都道132号

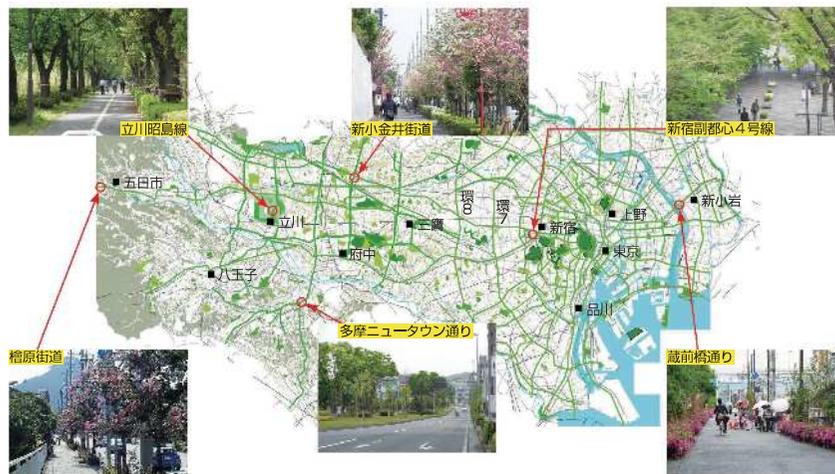


外堀通り

街路樹診断の促進

街路樹診断は、活力が衰えるなどして倒木・折折れ・枝折れなどの危険性がある樹木を早期に発見して、適切な処置を施すことにより、樹木の健全な育成を図ったり、樹木による事故を防止することを目的としています。

事業実施にあたっては、「街路樹診断マニュアル」を作成してこれに基づいて進めているほか、都内国道事務所や区市町村にも提供して連携を図っています。



主なグリーンロード・ネットワーク

当センターは、政策策定時から工事現場に至るまでの様々な段階で生じる課題や問題に対して、蓄積してきた技術や知見を活かして現場をサポートする「技術支援」に取り組んでいます。そのために必要な「調査・開発」、「技術情報の蓄積・提供」、「土木技術情報ライブラリー」などについて継続的な取組を行っています。

さらに、技術職員の技術力維持向上を図るための「人材育成」として、「技術研修」と「技術継承」に取り組んでいます。

技術支援

現場の技術支援

職員からの技術相談等に対して、各種技術基準などの文献調査に加え、必要に応じて現場での調査や測定を実施することで、現場に役立つ支援を行っています。

◆ 道路に関する技術支援

● 沿道環境の保全

道路交通に起因する振動・騒音について、現況調査・分析・評価・対策案の提案を行っています。

また、振動・騒音の調査方法および評価方法の指導も行っています。



道路の騒音調査

● 歩行空間の保全

歩道における歩行者通行の安全性に関わる舗装路面のすべりやすさについて、現況調査・分析・評価・対策案の提案を行っています。現場の良好な維持管理に役立てています。



路面すべり抵抗調査

◆ 河川や公園に関する技術支援

都内中小河川の水位、雨量等のデータの提供や解析を行い、水害対策に役立てています。

また、井の頭池の水質・水質管理に資するため、神田川への流出量の連続計測や井の頭池周辺の地下水水位の計測を実施しています。



井の頭池の流出量の調査



調査・開発

施策実現に向けた各種課題を解決するため、計画的・継続的に調査・開発に取り組んでいます。得られた専門的な知識や経験は、現場への技術支援に活かされています。

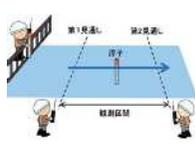
◆ 都内中小河川の流量観測調査

都内中小河川の洪水対策や河川環境創出を進めるために、大雨時等に河川の流量観測を行っています。

また、観測によって得られた流量や水位、雨量等のデータを用いて、河川の水利特性や流出特性等の検討を行っています。



洪水時の流量観測



輪荷重走行試験機による疲労試験



実橋測定（重錘落下試験）

◆ 道路橋床板の輪荷重走行疲労試験

都が管理する橋梁は約1,200橋あり、供用開始から50年以上経過した橋梁が40%に達します。全体の約80%を占めるRC床板は雨水など水回りによって疲労損傷が著しく進展する可能性があるため、適切な予防保全対策を講じる必要があります。そこで、従来の基準に基づく設計により作成したRC床板の疲労損傷や防水性能を兼ね備えた薄層増厚工法による床板補修・補強に対する評価・検証のため、輪荷重走行試験機による疲労試験を実施しています。また、実橋床板の健全性を調査するため、都独自の重錘落下試験を行っています。

技術情報の蓄積・提供

これまでに収集してきた地盤情報などを基に、東京の液状化予測図、地質柱状図、公共基準点・水準基準点図などをホームページで公開しており、公共工事や民間の建築工事及び都民の防災意識の啓発などに活用されています。

◆ 地盤情報システムの整備と活用

地盤情報システムは、庁内各局などで実施された地質調査結果をデータベース化したもので、建設、防災、環境行政等に広く活用されています。また、最新の地盤情報に基づき、令和4年3月に液状化予測図を更新・公開し、液状化に対する防災・減災の意識の啓発に活用しています。

◆ 公共基準点及び水準点の整備とデータ提供

都内全域の公共基準点（一級）と水準点（一級）の整備・維持管理を行っています。

また、これらの成果を公共測量の基本データとして、情報提供しています。



東京の地盤（GIS版）HP



東京の液状化予測 HP



土木技術情報ライブラリー

要綱・要領等の各種技術資料やアーカイブ資料をデータベース化し、事業執行に活用しています。また、アーカイブ資料については、当センターの一般公開や「東京 橋と土木展」などの機会を活用し都民等へ公開を行っています。

◆ アーカイブ資料の整理・公開

アーカイブ資料（明治・大正・昭和から続く道路・河川・公園等の整備記録や写真・図面・映像など）は、東京の都市の変遷記録としてはもちろん、土木工学の発展のうえでも貴重な資料となっています。



勝開橋（昭和25年撮影）



東京 橋と土木展

人材育成

技術研修

職員の能力や職級、職務内容に応じて必要なスキルを身につけられるよう、体系化した技術研修を行っています。

◆ 研修内容の充実

建設局の技術業務に即した能力開発や実務的な技術力向上を目的に、多様な技術研修を実施しています。

実務に直結する、実感できる研修メニューにより必要なスキルを身につけることができるよう取り組みなど、計画的な人材育成を進めています。

職員が場所等にとらわれずに研修を受講できるよう、集合形式に加え、オンライン形式の研修を活用しています。



直接見て触れて実感できる研修
（コンクリート擁壁の施工不良モデル）



VR技術を活用した研修
（VR橋梁上部工モデル）

技術継承

ベテラン職員が培ってきた知識や技術ノウハウを、次世代へと継承していくための取組も進めています。

◆ マイスター制度

「建設技術マイスター制度」により、優れた技術力を有する職員を「指導技術者」として認定しています。指導技術者は、技術研修や出前講座の講師や職員からの技術相談への対応を行うことで、技術継承を図っています。

◆ 出張展示

建設事務所などにおいて、構造物モデルの出張展示を行うことで、現場の技術力向上に取り組んでいます。



指導技術者による出前講座



構造物モデル出張展示

事業用地の取得

道路や河川、公園の整備を効果的に進めていくためには、将来を見据え計画的、重点的に事業用地を確保していく必要があります。このため東京都は、公正公平な基準に基づく補償により関係権利者の理解と協力を得て、道路ネットワークとして重要な区部の環状道路、多摩の南北道路、区部と多摩を結ぶ東西方向の道路、並びに防災や生活環境の向上の観点から重要性・緊急性の高い河川・公園などの事業用地の取得に取り組んでいます。

用地の取得の流れ

◆ 1 事業説明会・測量

事業計画の概要、事業の工程、測量、用地取得の日程等の説明をしたのち、土地の境界を確認し、取得する土地の区域や面積を確定するため、測量を行います。



◆ 4 契約のための協議

土地の取得価格や物件の補償額について説明した上で、権利者の方にそれぞれ個別に金額を提示します。



◆ 2 用地説明会

事業区域内の土地・建物所有者、借地人及び借家人（以下「権利者」といいます。）の方々へ用地取得の手順や補償内容及び生活再建制度等について説明します。



◆ 5 契約の締結・支払い

協議が整ったら、権利者の方とそれぞれ個別に契約を締結し、契約に基づき土地売買代金と補償金を支払います。
なお、権利者の方が複数の場合には、原則として同時点で契約をします。



◆ 3 土地価格の評価・物件補償額の算定

取得する土地の価格を評価します。また建物や工作物等について、構造や数量、権利関係を調査し、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき移転費用等の補償額を算定します。



◆ 6 土地の引渡し

取得した土地は、都で分筆・所有権移転登記をします。また、建物等は権利者の方に移転していたら、都がその完了の確認をして、土地を引き渡していただきます。



◆ 7 営業補償

店舗や工場等が移転するため一時休業する必要があるときは、休業を必要とする期間中の収益減、固定経費及び従業員に対する休業手当相当額を補償します。
また、営業再開後一時的に得先が減ると認められるときは、そのために生じる損失額を補償します。

◆ 8 家賃減収補償

移転の対象となっている建物を賃貸している場合で、移転期間中、家賃が入らないことになる場合は、家賃収入相当額から管理費相当額を控除した額を補償します。

◆ 9 移転雑費補償

建物等の移転又は立ちのきに際し、移転又は立ちのき先を選ぶための費用、法令上の手続きのための費用等を補償します。



補償のあらまし

土地売買代金

土地の価格は、地価公示法に基づく公示価格、近隣の取引価格、及び不動産鑑定士による鑑定価格等を参考にして決定します。この価格は、毎年見直しを行います。
また、取得する土地に借地権がある場合には、土地所有者と借地人の方との間で、借地配分を契約前に決めていただきます。

物件移転補償金

土地の取得に伴って、その土地に建物・工作物等が存する場合は、その土地以外の場所へ移転していただきます。その際の建物等の移転費用等を「通常生じる損失」として補償します。
補償項目及び概要は、次のとおりです。

◆ 1 建物移転補償

取得する土地に建物がある場合には、これらの移転等に要する費用を補償します。



◆ 2 工作物移転補償

取得する土地に門、塀、庭石類等がある場合には、これらの移転等に要する費用を補償します。



◆ 3 立木補償

取得する土地に庭木等がある場合、その立木を移植等するために要する費用を補償します。

◆ 4 動産移転補償

家財道具、店頭商品、事務用備品等の移転に要する費用を補償します。

◆ 5 仮住居補償

建物の居住者が、建物の移転に伴い仮住居が必要と認められるときは、借入れに要する費用を補償します。

◆ 6 借家人に対する補償

建物が移転することにより家主と借家契約を続けることが難しいと認められるときは、従来と同程度の建物を借りるために新たに要する費用を補償します。



生活再建の支援

権利者の方々の状況に応じ、生活再建支援策として、代替地のあっせん、移転資金の貸付、公営住宅のあっせんをし、きめ細かな折衝を行っています。

話し合いによって用地取得ができない場合

都の用地取得は、原則として話し合いによって土地をお譲りいただいています。しかし、土地の境界や建物の権利等について争いがあったり、補償金等にご理解が得られず話し合いが調わない場合には、既にご協力いただいている多くの方々との公平性の確保の観点や、事業の進捗状況等を考えあわせて、土地収用法の定める手続によって、土地を取得させていただく場合もあります。



八王子あさぎの野線
(新滝山街道)

用地取得の主な事業箇所

道路・街路事業

令和5年度取得予定面積：約16.4万㎡

道路は、都市の骨格を形成し、都民の日常生活及び都市活動を支える重要な都市基盤です。用地の取得にあたっては、事業の重要性、緊急度等、事業効果を十分に考慮して推進しています。

(区 部)

路線名	事業延長	事業箇所	路線名	事業延長	事業箇所
放射第5号線(東八道路)	1,300m	杉並区	環状第1号線(内堀通り)	500m	千代田区
放射第7号線(目白通り)	2,000m	練馬区	環状第3号線	1,900m	新宿区
放射第25号線	1,700m	新宿区	環状第4号線	5,400m	豊島区、板橋区、練馬区、東大和市、武蔵野市、国分寺市、小平市、東大和市
放射第35号線・第36号線	2,000m	板橋区、練馬区	環状第5の1号線(明治通り)	4,300m	渋谷区、新宿区、豊島区

(多 摩)

路線名	事業延長	事業箇所
調布保谷線(武蔵境通り)	5,100m	三鷹市、武蔵野市、西東京市
府中所沢鎌倉街道線(鎌倉街道)	9,100m	町田市、国分寺市、府中市、小平市、東大和市
新青梅街道線(新青梅街道)	7,800m	東大和市、武蔵村山市、瑞穂町
東京八王子線(東八道路)	1,300m	府中市、国立市



府中所沢鎌倉街道線(町田市本町田)



環状第3号線(葉王寺)

これらの他に、第3次交差点すいすいプランにおいては、右折待ち車両による交通渋滞を緩和するため、早期の効果発現を目指し、76箇所の交差点で用地の取得を進めています。

河川事業

令和5年度取得予定面積：約10.4万㎡

河川事業は、洪水による水害の危険から都民の生命財産を守るとともに、生活環境の向上に寄与するために必要な用地を取得しています。

河川名	事業延長	事業箇所	河川名	事業延長	事業箇所
石神井川	1,400m	扇橋～本立寺橋(練馬区)	鷲見川	870m	国師大橋上流～日影橋上流(町田市)
白子川	900m	御園橋～一新橋(練馬区)	谷地川	630m	鶴前橋上流～落合橋上流(八王子市)

公園事業

令和5年度取得予定面積：約14.6万㎡

公園や緑地の整備は、良好な自然環境を保全するだけでなく、都民のレクリエーションの場を提供するとともに、災害に強いまちづくりを実現するために必要な用地を取得しています。

区 部	城北中央公園(板橋区、練馬区)、猿橋公園(江戸川区)、和田堀公園(杉並区)
多 摩	東伏見公園(西東京市)、六仙公園(東久留米市)、神代公園(調布市)

本庁各部の所掌事務

局長	名称	所管業務	所在地	電話	
局長	総務部	局事務事業の企画・調整、広報広聴、情報公開、議会、予算、人事、契約、財産管理、境界確認、技術管理等	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5212 総務課(広報担当)	
	用地部	局事業用地取得の企画・調整及び指導	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5252 管理課(庶務担当)	
	道路管理部	道路・橋梁の維持管理、交通安全施設の整備、路線認定、道路監察等	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5273 管理課(庶務担当)	
	道路建設部	道路・街路・橋梁等の整備、鉄道立体化事業等の企画・調整	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5313 管理課(庶務担当)	
	三環状道路整備推進部	三環状道路整備事業に関する企画・調整等	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5176 管理課(庶務担当)	
	公園緑地部	都立公園、霊園、動物園、庭園、都市緑化保全事業等の企画・調整等	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5363 管理課(庶務担当)	
	河川部	河川の維持管理、改修整備、高潮対策、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、海岸保全、水防等の企画・調整	新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎	03-5320-5402 管理課(庶務担当)	
	次長				
	道路監				

事務所の所在地及び連絡先

名称	所管業務	所管区域	所在地	電話
第一建設事務所	道路・橋梁・河川の 整備及び維持管理	千代田・中央・港区	中央区明石町2-4	03-3542-0682 庶務課(庶務担当)
第二建設事務所		品川・目黒・大田・世田谷・渋谷区	品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎内	03-3774-0313 庶務課(庶務担当)
第三建設事務所		新宿・中野・杉並区	中野区中野4-8-1 中野総合庁舎内	03-3387-5132 庶務課(庶務担当)
第四建設事務所		豊島・板橋・練馬区	豊島区南大塚2-36-2	03-5978-1703 庶務課(庶務担当)
第五建設事務所		墨田・江東・葛飾・江戸川区	葛飾区東新小岩1-14-11	03-3692-4574 庶務課(庶務担当)
第六建設事務所		文京・台東・北・荒川・足立区	足立区千住東2-10-10	03-3882-1152 庶務課(庶務担当)
西多摩建設事務所		青梅・福生・羽村・あきる野市、瑞穂・日の出・奥多摩町、檜原村	青梅市東青梅3-20-1	0428-22-7210 庶務課(庶務担当)
南多摩東部建設事務所		町田・多摩・稲城市	町田市中町1-31-12	042-720-8622 庶務課(庶務担当)
南多摩西部建設事務所		八王子・日野市	八王子市明神町3-19-2 八王子合同庁舎内	042-643-2604 庶務課(庶務担当)
北多摩南部建設事務所		武蔵野・三鷹・府中・調布・小金井・狛江・西東京市	府中市緑町1-27-1	042-330-1802 庶務課(庶務担当)
北多摩北部建設事務所	立川・昭島・小平・東村山・国分寺・国立・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山市	立川市柴崎町2-15-19	042-540-9501 庶務課(庶務担当)	
土木技術支援人材育成センター	土木技術の支援・相談及び調査・開発 土木職員及び技術職員に係る人材育成		江東区新砂1-9-15	03-5683-1512 技術支援課(管理担当)
東部公園緑地事務所	公園緑地・霊園・葬儀所の造成・整備・維持管理、史跡・名勝の保存、緑地保全、動物園	23区全域(ただし動物園については多摩地域も所管)	台東区上野公園7-47	03-3821-6141 庶務課(庶務担当)
西部公園緑地事務所	公園緑地・霊園・葬儀所の造成・整備・維持管理、史跡・名勝の保存、緑地保全	多摩全域	武蔵野市御殿山1-17-59	0422-47-0218 庶務課(庶務担当)
江東治水事務所	高潮対策、江東内部河川工事、水門と排水機場の整備及び維持管理		葛飾区東新小岩1-14-11	03-3692-4832 庶務課(庶務担当)